

令和6年度 岐阜県

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

実施期間 令和6年7月1日（月）～7月31日（水）

趣 旨

県内の青少年の非行情勢については、喫煙、深夜はいかい等で補導された不良行為少年は減少しているものの、刑法犯や特別法犯で警察に検挙等された非行少年の数は増加し、非行の低年齢化の傾向がみられるところである。また、令和4年4月には、成年年齢が18歳に引下げられるとともに、18歳及び19歳の少年について特例を定めた改正少年法が施行されたが、引き続き、18歳以上の少年を含めた少年の健全育成及び非行防止活動に積極的に取り組まなければならない。

被害の現状については、スマートフォンやSNSを始めとする新たな機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、児童買春や児童ポルノを始めとするSNS等の利用に起因する被害少年数は、高い水準で推移している。また、インターネット上には青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報が氾濫し、ネットいじめやスマートフォンによる有害サイトの閲覧などを通じたトラブルが後を絶たず、青少年を取り巻く環境は憂慮される状況にある。

次代を担う青少年の育成は、県民全体の責務としてとらえ、関係機関・団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった取組を進めることが必要である。

県では、青少年の非行・被害の防止について県民の理解と認識を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、その気運を高めていくことで青少年の非行・被害防止と保護の徹底を図るため、期間中に青少年の非行・被害の防止に向けた各種取組を集中的に実施する。

スローガン

「なくそう非行 地域で育む青少年」

「青少年 地域で守ろう 育てよう」

主 管

岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察

協 力

岐阜県内各市町村、青少年育成市町村民会議、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議、日本たばこ産業株式会社、岐阜県たばこ販売協同組合連合会、“社会を明るくする運動”岐阜県推進委員会、岐阜県交通安全協会、岐阜県若者サポートステーション、特定非営利法人岐阜県青年のつどい協議会、ライオンズクラブ国際協会334-B地区第1リジョン・第2リジョン

重 点

インターネット利用に係る子どもの性被害等の防止

実施項目

1 広報啓発活動

全ての県民が、青少年の非行・被害防止に対する理解を深め、日常的に取り組む気運の醸成を図るほか、青少年が「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯や、いわゆる「JK ビジネス」等に係る被害を受けることがないよう、令和3年4月の改正内容も含めて「岐阜県青少年健全育成条例」の一層の周知を図るため、関係機関・団体の積極的な参加協力を得て以下の広報啓発活動を実施する。

- ①「青少年のインターネットの安全・安心利用」を啓発するリーフレット及び強調月間のクリアファイル、条例のあらましリーフレットの県内各地域での配布
- ②県、関係機関・団体等の発行する広報紙（誌）による広報
- ③公共施設内放送の活用
- ④デパート、ショッピングセンター等への店内放送依頼

2 インターネット（SNSを含む）利用に関する調査・啓発活動

（1）スマートフォン等の携帯電話へのフィルタリング利用の徹底

岐阜県青少年健全育成条例により、携帯電話販売店に対してフィルタリングの内容説明等の義務が規定されていることから、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング利用の徹底を図るため、販売店への立入調査において遵守状況を確認するとともに、青少年及び保護者向けの啓発リーフレットを配布してフィルタリング利用の促進を図る。

（2）マンガ喫茶・インターネットカフェにおけるフィルタリングソフト導入の促進

マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査においてフィルタリングソフトの導入状況を確認し、フィルタリングソフトが導入されていない店舗に対して積極的な導入を促進する。

（3）「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」と連携した啓発活動の推進

学識経験者、青少年育成関係団体、保護者団体、携帯電話事業者及び行政機関等で組織された「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」と連携し、情報モラルに関する出前講座や、学校や地域で開催されるケータイ・スマートフォンに関する研修会へ無料講師派遣を実施し、適切なネット利用の推進を図る。

3 青少年を健全に育む社会環境の整備

月間中、以下を重点とし、青少年健全育成条例に基づく立入調査を強化することにより、青少年を健全に育む社会環境の整備を図る。

- ・ 携帯電話販売店に対してフィルタリングの内容説明等の遵守状況を確認
- ・ マンガ喫茶・インターネットカフェ等に対して、フィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗には積極的な導入を依頼
- ・ 図書類取扱業者に対して有害図書類の区分陳列の徹底を指導
- ・ 深夜入場制限施設（カラオケボックス等）に対して、年齢確認の徹底を指導

4 補導・相談活動

（1）青少年SOSセンターにおける相談活動の啓発

いじめや学校・親子関係などで青少年が一人で悩み苦しむことのないよう、青少年が抱える様々な問題に対応するため、子ども・若者の総合相談窓口である「青少年SOSセンター」の周知徹底を図る。

- ・ 相談窓口紹介カードを作成し、全高校1年生に配布

（2）地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

警察や各少年（補導）センターは、学校、関係機関、地域住民、安全安心まちづくりボランティア等と連携して、青少年への「声かけ運動」や「たまり場」の確認等を実施し、地域安全活動及び非行・被

害防止活動を促進する。

5 その他

(1) 夏の交通安全県民運動の推進

7月11日～20日の期間、「思いやり ゆずる心で 事故防止」をスローガンに、子どもの交通事故防止を重点に入れて、子どもに対する運転者の思いやり意識の醸成、自らの安全を守ることの意識の向上を呼び掛け、交通ルールの遵守・マナーの実践により交通事故防止を図る。

(2) 岐阜県自転車条例に基づく自転車の安全利用の促進

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を図り、ヘルメット着用の普及啓発を行うとともに、自転車シミュレータを活用した出前講座を実施し、交通安全意識の浸透を図る。

(3) 薬物乱用対策の推進

覚醒剤、大麻をはじめとする薬物乱用防止を一層推進するための「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）の一環として、関係機関と連携した取り組みを行う。

(4) 青少年の社会的自立支援対策の推進

いわゆるニートと呼ばれる若年無業者の社会的自立支援に関して、関係機関と連携した取り組みを行う。

(5) 未成年者喫煙防止対策の推進

未成年者喫煙防止を推進するため、希望のあった小中高等学校を対象に、たばこが身体に与える影響や受動喫煙による被害等について講話を実施する。また、日本たばこ産業株式会社及び岐阜県たばこ販売協同組合連合会と連携した取り組みを行う。

(6) 成年年齢の引下げに対応した若年者の消費者被害の防止

成年年齢引下げを受け、若年者の消費者被害防止のため、県内の中学校、高等学校及び特別支援学校に法律の専門家を講師として派遣し、消費生活出前講座を実施する。

(7) 青少年の社会参加の促進

政治・選挙の意義やしくみを理解してもらうための中学生向け啓発パンフレットの配布、高等学校等における出前授業の実施等により、主権者教育の実施を支援し、若年層の政治・選挙への参加を促進する。

(8) 少年の主張岐阜県大会の推進

8月2日(金)に岐阜市文化センターで開催される少年の主張岐阜県大会「私の主張2024」を、岐阜県青少年育成県民会議と共に催す。